

湯梨浜町家庭子育て支援事業給付金

乳幼児を家庭で育てる 保護者を応援します！



湯梨浜町では、生後8週間を超えて1歳6か月までの乳幼児を、こども園などに預けず、連続して1か月以上にわたって家庭で保育する父母や祖父母に対し、給付金を支給します。

★支給金額 1か月当たり30,000円（乳幼児1人につき）
*1か月未満の端数が生じた場合は1日当たり1,000円を支給

★支給方法 支給月（4・7・10・1月）に指定口座へ振込み

★支給要件 下記の全ての要件を満たす場合に支給されます
【乳幼児について】

- ・生後8週を超え、1歳6か月までの乳幼児。
- ・町内に住所があり、かつ、実際に町内に居住していること。

【支給対象者について】

①支給対象者が乳幼児の父または母の場合

- ・町内に住所があり、実際に町内に居住していること。
- ・家庭で1か月以上継続して子育てしていること。
- ・育児休業に起因する給付金、手当等を受給していないこと。
- ・乳幼児の父母に町税等の滞納がないこと。

②支給対象者が乳幼児の祖父又は祖母の場合

- ・町内に住所を有し、実際に町内に居住していること。
- ・父母に代わり乳幼児を家庭で1か月以上継続して子育てしていること。
- ・乳幼児の父及び母の就業状況が、乳幼児がこども園などに入園する条件を満たしていること。ただし、父母が育児休業中または求職中の場合を除く。
- ・乳幼児の父母、支給対象者及びその配偶者に町税等の滞納がないこと。

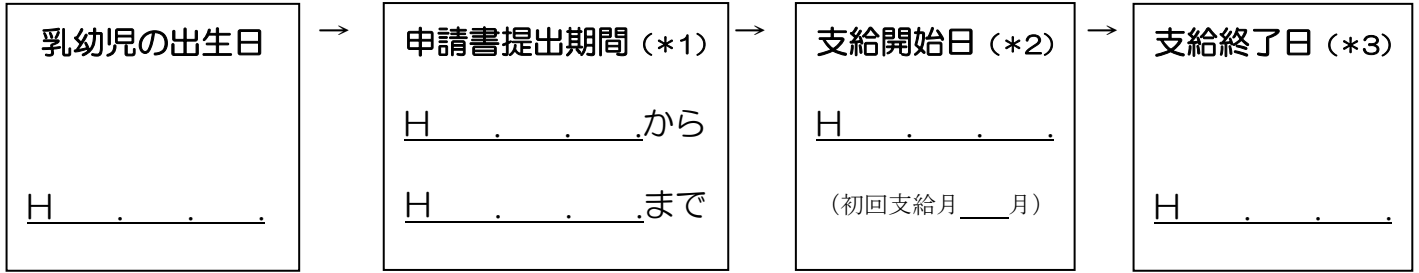
③支給対象者が生活保護法による保護を受けているときや、里帰り出産などで一時的に湯梨浜町に住所があるときなど、給付金の支給ができない場合があります。

おじいちゃん、
おばあちゃんが
家庭で子育てさ
れる場合も支給
対象になりま
す！！





★支給までのスケジュール（出生から1歳6か月までもらう場合）



***1 提出期間**

生後8週間を超えた乳幼児を家庭で子育てし始めて1か月を過ぎた日から1か月以内に申請してください。

***2 支給開始日**

生後8週間を超えた日（生後57日目）から支給が開始されます。

***3 支給終了日**

生後1年6月後にあたる日の前日（1月1日生まれの場合の1年6月後は、翌年の6月1日で、その前日は5月31日となる）、または家庭で保育しなくなった日の前日
（例）

出生日	生後56日目	生後57日目から1か月間	申請時期
4月3日	5月29日	5月30日～6月29日	6月30日～7月29日
支給対象外		※上記申請時期に申請すると生後57日目に遡って支給	

★申請に必要な書類

- 湯梨浜町家庭子育て支援事業給付金支給申請書
- 申請者と乳幼児の健康保険証（申請者が祖父母の場合は、父母及び乳幼児の健康保険証が必要）
- 債権者登録届書（すでに登録があり、口座の変更を希望しない場合は不要）
- 乳幼児との続柄が住民基本台帳で確認できない場合、確認できるもの（父母の戸籍謄本等）
- 育児休業に係る給付を受ける期間が終了したことを証するもの
- その他、受給資格の調査のために必要な書類の提出を求める場合があります。

★その他

- こども園入園など支給対象者の要件を満たさなくなったときは、湯梨浜町家庭子育て支援事業給付金支給事由消滅届を提出してください。

申請・問合せ先 湯梨浜町役場 子育て支援課（TEL 35-5324）